

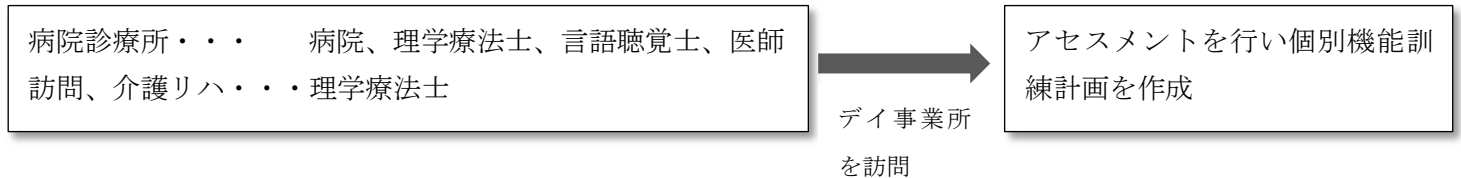
## ■通所介護

通所介護（デイサービス）では、事業者の取り組みによって利用者が日常生活を送る上で必要な動作（日常生活動作、ADL）を回復したり、維持したりした場合を報酬で評価する

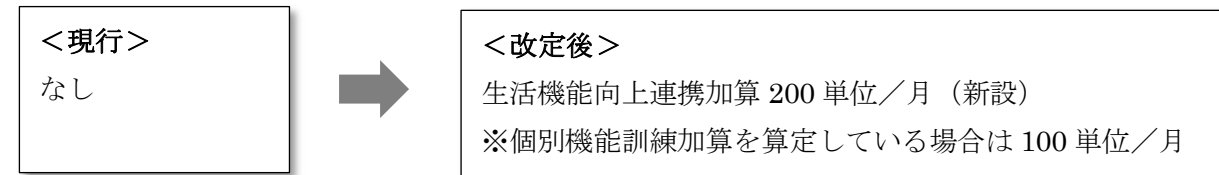
### 1) 生活機能向上連携加算の創設

現在の個別機能訓練加算の算定が難しい通所介護でも質の高い訓練を実施するため、「生活機能向上連携加算」を創設する

- ◎訪問・通所リハビリや、リハビリを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、通所介護事業所を訪問し、その職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する



- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

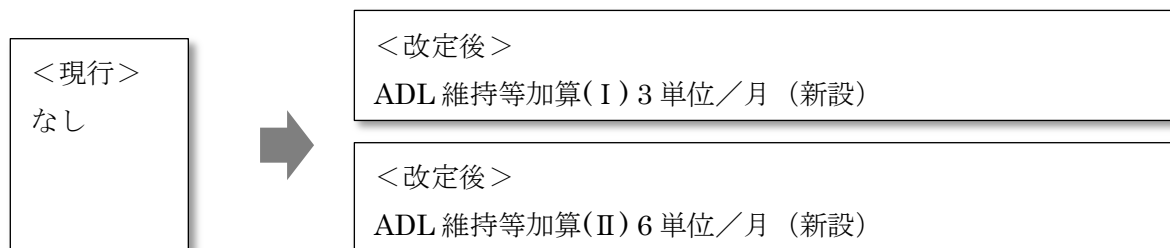


### 加算条件

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること
- リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を 3 月ごとに 1 回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

### ②心身機能に係るアウトカム評価の創設

自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する



## ■デイのADL、評価指標は「Barthes Index」

デイサービスの利用者のADLが改善したりたり、維持したりしたことが確認された場合、一定の間、報酬で高く評価する

改善の評価のための指標として「Barthel Index」を用いる

### 評価を行う上での要件

一定以上の利用者数がある利用者のうち、  
要介護3から要介護5までの人が一定以上を占めている▽利用者の求めに応じて、定期的に食事および入浴介助を提供した実績があることを満たすこと



定められた評価期間が終わった後も利用者の状態を「Barthel Index」で測定し、保険者に報告した場合も、報酬上で評価する

## 算定要件 (I) (II) 共通

○ 評価期間に連続して6月以上利用した期間（注1）（以下、評価対象利用期間）のある者かつ5時間以上の通所介護を利用した要介護者（注2）の集団について、以下の要件を満たすこと。

① 総数が20名以上であること

② a 評価対象利用期間の最初の月において要介護度が3、4または5である利用者が15%以上含まれること

b 評価対象利用期間の最初の月の時点で、初回の要介護・要支援認定があった月から起算して12月以内であった者が15%以下であること。

c 評価対象利用期間の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Index（注3）を測定しており、その結果がそれぞれの月に報告されている者が90%以上であること

d cの要件を満たす者のうちBI利得（注4）が上位85%（注5）の者について、各々のBI利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したものが、0以上であること。



### ADL維持等加算

#### ADL維持等加算（I）

- (1) 5時間以上を利用している利用者が20人以上いること
- (2) 評価の最初の月において要介護3～5が15%以上いる事
- (3) 評価の最初の月において要支援1,2が15%以上いる事
- (4) 機能訓練員が6か月に1回ADL評価を行う事

#### ADL維持等加算（II）

- (5) (1)～(4)までの基準に該当すること
- (6) 算定日が属する月に利用者のADL値を測定してその結果を厚労省に提出すること